

先行行為担保特約

(読替規定)

第1条 当社は、この特約により、保険募集人特約第6条（保険金を支払わない場合）⑧の規定中、「初年度契約の保険期間の開始日」とあるのを、下欄に記載された遡及日に読替えて適用するものとします。

遡 及 日 ; 加入者証記載の通り

(普通約款との関係)

第2条 この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、専門職業賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を適用します。

親会社・子会社からの損害賠償請求不担保特約

(保険金を支払わない場合)

第1条 当社は、この特約条項により、保険募集人特約(1)(当社の支払責任)の規定にかかわらず、被保険者の親会社または子会社からなされた損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(普通保険約款等との関係)

第2条 この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、専門職業賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を適用します。

保険料の精算に関する特約

(保険料算出の基礎)

第1条 この特約が付帯された保険契約においては、保険料算出の基礎数値となる「取扱保険料」を次のとおりとします。

(1) 保険料算出の基礎数値となる「取扱保険料」とは保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において各被保険者が取扱った保険料の総額とします。

(保険料の精算)

第2条 この特約が付帯された保険契約においては、次のいずれかに該当する場合を除き、直近の暦年末日における各被保険者の「取扱保険料」をもって算出の基礎とすることによって、保険募集人特約の保険料の精算の規定第1項および第3項の規定を適用しません。

(1) この保険契約が、保険契約者、被保険者およびこれらの者の代理人の故意または重大な過失によらず失効した場合。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

(2) 当会社または保険契約者が、専門職業賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます)第13条(保険契約の解除)の規定によりこの保険契約を解除した場合。ただし、既経過期間中に保険金を支払うべき損害賠償請求がなされていた場合には、すでに払込まれた保険料は返還しません。

(3) この保険契約の保険期間の終了とともに、この特約を付帯した保険契約(この保険契約と同一の保険契約者および被保険者とする保険契約をいいます。)を継続して締結しない場合。

(保険金計算の特則)

第3条 当社は、保険募集人特約第3条(損害の範囲)の損害に対し第7条(保険金額および免責金額の適用)(1)①により損害賠償金を支払う場合、および同条(2)②により費用保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が保険契約締結時に申告した「取扱保険料」が第1条(保険料算出の基礎)(1)に規定する「取扱保険料」に不足していた場合は、その不足する「取扱保険料」の割合により削減して支払うものとします。

(普通約款との関係)

第4条 この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を適用します。

保険金額および免責金額の適用読み替え特約

(読替規定)

第1条 当社は、この特約により、保険募集人特約第7条（保険金額および免責金額の適用）の規定を以下に読替えて適用するものとします。

「第2条（保険金額および免責金額の適用）

(1) 当社は、保険募集人特約第3条（損害の範囲）①の損害に対して、次のいずれかに該当する損害賠償保険金を支払います。

① 一件の損害賠償請求について支払う損害賠償保険金の額は、一件の損害賠償請求による保険募集人特約第3条（損害の範囲）①の損害の額が損害賠償保険金に係る免責金額として保険証券に記載された額を超過する額とし、加入者証に記載された一件の損害賠償請求当たりの損害賠償金保険金額をもって限度とします。

② ①の規定にかかわらず、この保険契約により支払う損害賠償保険金の額の合計は、保険証券に記載された損害賠償金総保険金額をもって限度とします。

(2) 当社は、保険募集人特約第3条（損害の範囲）②の損害に対して、次のいずれかに該当する争訟費用保険金を支払います。

① 一件の損害賠償請求について支払う争訟費用保険金の額は、一件の損害賠償請求による保険募集人特約第3条（損害の範囲）②の損害の額が争訟費用保険金に係る免責金額として保険証券に記載された額を超過する額とし、加入者証に記載された一件の損害賠償請求当たりの争訟費用保険金額をもって限度とします。

② ①の規定にかかわらず、この保険契約により支払う争訟費用保険金の額の合計は、保険証券に記載された争訟費用総保険金額をもって限度とします。

(3) 当社は、争訟費用を保険証券記載の損害賠償金総てん補限度額に加算して支払うものではありません。争訟費用は損害の一部であり、(1) および (2) の規定が適用されるものとします。

(普通保険約款等との関係)

第3条 この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、専門職業賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を適用します。」

保険料支払に関する特約

(保険料の払込み)

第1条 保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日後10日以内に払込むものとします。

(保険料払込み前の事故による損害)

第2条 当社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払込まないときは、当該保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金を支払いません。

(保険料不払による保険契約の解除)

第3条 当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払込まないときは、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて書面により解除の通知をして、保険契約を解除することができます。

(保険契約解除の効力)

第4条 前条による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

通知不要特約

(通知の免除)

第1条 当社は、専門職業賠償責任保険普通保険約款第9条（保険契約者の住所変更）の規定にかかわらず、被保険者より名称・住所・代表者・合併等の組織変更についての通知を免除できるものとします。

(調査)

第2条 当社は、保険期間中いつでも、保険契約者または被保険者の同意を得て、前条の規定で免除された事項について調査することができます。

(保険金を支払わない場合)

第3条 当社は、第1条の規定により新たに被保険者となるものの損害のうち、被保険者となる事実の発生日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

航空および船舶保険に起因する損害賠償請求不担保特約

(保険金を支払わない場合)

第1条 当社は、この特約により、保険募集人特約第1条(当社の支払責任)の規定にかかわらず、航空保険および海上保険(船舶保険)の募集に起因する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(普通保険約款等との関係)

第2条 この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、専門職業賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を適用します。

テロリズム免責特約

(保険金を支払わない場合)

第1条 当社は、この特約条項により、以下記載の戦争およびテロリズムに起因して被保険者に対してなされた損害賠償請求に起因する損害をてん補しません。

直接または間接を問わず、戦争またはテロリズムの結果として、またはそれに関連して発生するあらゆる財物上の損害または法的賠償責任(同時発生か後続発生かを問わず、火災または略奪もしくは窃盗に起因する損害および法的賠償責任などを含みます)。

ただし何時においても、本特約は、第三者書類損害賠償責任を除き、職業上の義務違反に対して適用されません。

(定義)

第2条 本特約におけるの定義は以下の各号のとおりとします。

- ① テロリズムとは、政治的、宗教的その他の目的のために振るう武力・暴力行為をいい、法律上または事実上の政府を転覆させたり、影響を及ぼしたりするための武力・暴力行為をいい、また、如何なる者(単数複数を問いません)であれ、その単独犯または組織的行為(何らかの組織のため、またはそれに係わって行為すること)により、公衆またはその一部を恐怖に陥れることを目的とした武力・暴力行為をいいます。
- ② 第三者書類損害賠償責任とは、筆記または印刷された書類、コンピュータ・システム記録、写真、ネガフィルム、マイクロフィルムおよびマイクロフィッシュ等を含むあらゆる種類の書類の滅失、毀損、破壊に対して被保険者が負う賠償責任をいいます。
- ③ 戦争とは、戦争、侵略、外国の武力行使、敵対行為もしくは戦争行為(宣戦の有無を問いません)、内戦、反乱、革命、武装反乱、暴動(大衆暴動の様相を呈するか、結局は大衆暴動にまで発展するような暴動をいいます)、軍事力もしくは政権奪取(による支配)、戒厳令、騒動または法的権力の行使をいいます。

(立証責任)

第3条 本保険証券に基づく保険金請求において、また本保険証券に基づく請求を執行する為の訴訟その他の法律行為において、この保険金請求時において、本特約に従い回答しない場合はこの立証責任は、被保険者が負うものとします。

(普通保険約款等との関係)

第4条 この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、専門職業賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を適用します。

受託財物担保特約

(当会社の支払責任)

第1条 当会社は、この特約により、被保険者が保険代理店の業務の遂行のために被保険者の顧客から受託した財物(以下「受託物」といいます。)が損壊し、紛失し、または盗取(詐取を含みます。以下同様とします。)されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を、契約の総てん補限度額の1%の範囲内でてん補します。

(保険金を支払わない場合)

第2条 当会社は、この特約により、直接または間接を問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

- (1) 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した受託物の盗取に起因して負担する賠償責任
- (2) 被保険者の使用人が所有または使用する財物の損壊、紛失若しくは盗取に起因して負担する賠償責任
- (3) 受託物のかし、自然の消耗またはその性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗湿その他類似の事由もしくはねずみ食い、虫食い等に起因して負担する賠償責任
- (4) 原因の如何を問わず、自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊に対して負担する賠償責任
- (5) 受託物が顧客に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因して負担する賠償責任

(損害てん補額)

第3条 当会社が、損壊し、紛失し、または盗取された受託物につきてん補すべき金額は、損壊・紛失または盗取が生じた地および時における当該受託物の価額を超えないものとします。

(残存てん補限度額)

第4条 当会社が損害をてん補したときは、保険証券記載の総てん補限度額から、そのてん補した損害の額の差し引いた残額をもって、その損壊、紛失または盗取が生じたとき以降の保険期間に対する総てん補限度額とします。

(普通保険約款等との関係)

第5条 この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、専門職業賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を適用します。

貿易・経済制裁規制に係わる適用制限および免責特約

当会社は、この保険証券のもとで保険の引き受け、保険金の支払いまたはその他の利益の提供を行うことにより、当会社が国際連合の決議にもとづく制裁、禁止もしくは制限を受ける恐れがあるとき、または欧州連合、日本国、連合王国もしくはアメリカ合衆国の貿易もしくは経済に関する制裁、法令もしくは規則における制裁、禁止、制限を受ける恐れがあるときは、如何なる場合も、保険の引き受け、保険金の支払いまたはその他の利益の提供を行いません。